

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：27101

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13507

研究課題名（和文）多文化社会における信教の自由と政教分離：「多様性のマネジメント」に基づく再構成

研究課題名（英文）Religious Freedom and Separation of Church and State in a Multicultural Society:
A Restructuring Based on "Diversity Management"

研究代表者

山本 健人（YAMAMOTO, KENTO）

北九州市立大学・法学部・准教授

研究者番号：60828937

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、カナダ法との比較によって、信教の自由における宗教の定義を主観説として理解すべきこと、宗教を理由とする一般法義務からの免除の問題を合理的配慮の枠組みで考察することの可能性、合理的配慮の観点から踏まえた信教の自由の正当化審査のあり方、世俗化した社会における宗教的中立性の不可能性とその上での政教分離原則の解釈のあり方、公的領域における宗教の位置づけについて「公的領域」を分節化するアプローチ、を提示した。

以上の研究成果について、論文7本、報告5本という形で公表している（2023年6月時点で公開済みのもの）。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果として、解釈論に対するもの、憲法理論に対するもの、比較憲法に基づく研究手法に関するもの、の3点を挙げる事ができる。本研究は、上記のような新たな観点を信教の自由および政教分離原則の解釈論に付け加え、日本国憲法の宗教条項の解釈論の発展に貢献している。本研究は上記のような解釈論的な成果の背後にある憲法理論として、従来のリベラリズム憲法学を「承認」と「対話」の観点からアップデートする理論的試みをも提案している。本研究は日本の憲法学にとって研究対象とされることの少ないカナダ憲法の判例・学説を体系的に紹介することで、比較憲法の視野を広げることに寄与している。

研究成果の概要（英文）： This study, through comparison with Canadian law, presented the following:

(1) the definition of religion in religious freedom should be understood as a subjective concept, (2) the possibility of considering the issue of exemption from general legal obligations based on religious grounds within the framework of reasonable accommodation, (3) how justification review reflecting the perspective of reasonable accommodation, (4) the impossibility of religious neutrality in a secularized society and how the principle of separation of church and state should be interpreted on that basis, and (5) an approach to segmenting the "public domain" concerning the role of religion within it.

The results of the above studies have been published in the form of 7 papers and 5 presentations (published as of June 2023).

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 信教の自由 政教分離 カナダ憲法 合理的配慮 多文化主義 宗教

1. 研究開始当初の背景

社会の中に異なる価値観を有する者が混在することを前提とし、多様な価値相互の調整を行うことは、近代以降の憲法学にとって伝統的な論点である。この起源は、凄惨を極めた中世の宗教戦争にある。宗教戦争の反省から対立する宗派の共存が、永続的な戦争状態に勝ると考えられるに至り、少数派にも信教の自由を保障し、政治権力が宗教から距離を置くこと(政教分離)が1つの答えとして示された。現代の日本国憲法もこの考え方を採用している。

信教の自由を中心とする「多様な価値観の調整」という問題は、我が国においても一層の重要性を持ち始めている。グローバル化・少子高齢化を背景として、移民や外国人労働者の受け入れ増加が検討されており、現在、在留外国人は250万人を超えている。従来、同質的な社会と素朴に捉えられていた日本社会は、異質性が可視化される「多文化社会」と呼ばれる状況になりつつある。そして、こうした社会において、最も論争的な問題となるのが宗教をめぐる問題である。一般に多文化社会として知られるカナダにおいても、多様な宗教的価値観と如何に向き合うか、が多文化の受容の試金石となるとされている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、多文化社会へと変貌しつつある我が国にとって近い将来確実に向き合わなければならない多様な宗教的価値観の調整という問題に対して、憲法学の観点から有用な解決策を示すことである。この目的の達成のために、現代多文化社会を前提とした信教の自由及び政教分離原則の再構成が必要であることを明らかにし、かつ、「多様性のマネジメント」という視覚から「承認」と「対話」という鍵概念のもとに再構成された現代的な信教の自由及び政教分離論を提示する。

具体的には、多様性を制御・管理しようとする「多様性のマネジメント」という観点に基づき、国家介入の排除のみでは対処しきれない宗教的マイノリティの主張に対し、国家による宗教への積極的配慮は如何に可能か、公共的討議の中に宗教的価値観を持ち込むことを許容できるか、を問う。

3. 研究の方法

多文化社会のマネジメントに「成功」しているとされるカナダを主な比較対象とした比較憲法の手法を用いて分析を行う。具体的には、信教の自由および宗教的中立性に関するカナダの主要な判例・学説を体系的に検討するとともに、その背後にある憲法理論を分析し、日本国憲法の下での信教の自由・政教分離原則の解釈論およびその背後にある憲法理論との比較を行う。

4. 研究成果

本研究の成果として7本の論文と5本の研究報告がある。以下、7本の論文の概要を研究成果として記載する。

(1)「信教の自由の保護領域と制限の正当化 カナダ憲法判例からの示唆」憲法理論研究会編『憲法の可能性』(敬文堂、2019年)155頁以下。

本論文では、信教の自由の保護領域と制約の正当化に着目して、カナダの信教の自由に関する主要判例の特徴を抽出し、日本の信教の自由論への示唆を検討した。憲法上の宗教の定義については、個人の主観的な宗教理解を取り込む理解に説得力があることを指摘した。制約の正当化審査枠組みについては、立法裁量が問題となる場面(比例原則審査)行政裁量が問題となる場面(合理的配慮分析)で審査方法を区別する方向性がありうることを指摘した。

(2)「カナダにおける国家の宗教的中立性の義務 公的空間における宗教・序説」宗教法38号(2019年)35頁以下

本論文では、憲法上、政教関係の規定を持たないカナダ憲法において、信教の自由の解釈論として国家の宗教的中立性原則を確立したカナダ最高裁判決の展開を分析し、無神論者の観点も踏まえて構築された非絶対的中立性の特徴を示し、近時注目されている公的空間における宗教の役割を再考する議論についてカナダ最高裁の中立性構想が持つ示唆について序論的な検討を行った。

(3) 「公的判断過程における宗教 カナダ最高裁モデルと道德心理学」法の理論 38号(2020年)133頁以下

本論文では、法令や国家行為などの公的判断の帰結には宗教的中立性の義務が課せられるが、その判断過程においては宗教に動機づけられた見解を述べることも許容される立場を「カナダ最高裁モデル」として提示し、信教の自由及び実証的研究である道德心理学の観点からこのモデルの擁護可能性について検討した。とりわけ、人間の認知プロセスにおける直感の役割を実証する道德心理学の知見はこの論点にとっても重要な示唆をもたらすことを指摘した。

(4) 「国家と宗教」山本龍彦 = 横大道聡編『憲法学の現在地』(日本評論社、2020年)165頁以下

本論文では、公的空間における宗教を憲法上どのように位置付けるべきかについて、日本国憲法の解釈論を検討している。第1に、憲法解釈の前理解にかかわるリベラルな立憲主義の観点から、国家と宗教の関係を考察し、公的領域の分節化アプローチを提示したうえで、リベラルな立憲主義が公的領域からの宗教の完全な排除までは要求していないことを明らかにしている。続いて、第2に、政教分離原則の解釈論として、その規律対象や規律事項を精読すれば、政教分離原則を採用しているということをもって、公的領域から宗教を排除すべきという結論を得ることはできず、場面・事項ごとの詳細な検討の必要性を主張した。

(5) 「承認と対話の憲法理論 カナダにおける宗教的多様性の憲法による管理」博士学位請求論文(慶應義塾大学、2021年)

論文は、2021年1月に慶應義塾大学に提出した博士学位請求論文であり、カナダの多文化主義に基づく「承認」と「対話」の観点から従来のリベラル立憲主義構想をアップデートする構想を示すとともに、その各論として、最も社会の分断を招きやすく、多様性の受容にとっても試金石ともいわれる宗教的多様性に憲法学がどのように取り組むべきかについて体系的な検討を行い、信教の自由論、国家の宗教的中立性、宗教団体の内部紛争と司法審査に関する論点に新たな視座を提示することを試みるものである。

(6) 「カナダにおけるフットライトの信教の自由 法多元主義と宗教制度主義の観点から」金城学院大学キリスト教文化研究所紀要 24号(2021年)1頁以下

本論文では、カナダにおける再洗礼派(フットライト)の特異な宗教的実践・生活様式と国家法秩序との抵触関係を検討する。この関係を検討するにあたって、本論文では法多元主義と宗教制度主義の観点を補助線として引く。この二つの立場から検討することで、再洗礼派の宗教実践と国家法との関係をより深く理解できること、フットライトの在り方が近代リベラリズムに影響を受けた憲法理論への挑戦となることを指摘した。

(7) 「多文化主義による分断 と多様性の管理 カナダにおける合理的配慮を中心に」新井誠、友次晋介、横大道聡編『分断 と憲法 法・政治・社会から考える』(弘文堂、2022年)79頁以下

本論文では、まず、多文化主義による分断・多文化主義の失敗という言説の実態を分析し、これらの言説がレトリックである場合が多いこと、これらの言説をレトリックと理解するとしても、多文化主義の暴走に一定のブレーキをかける必要性、あるいは、多様性を管理することの必要性があることを示す。この点を踏まえ、多文化主義の成功例であるカナダに焦点をあて、多様性の管理手法として有力である合理的配慮を法理論的に分析する。本論文の結論は、多文化社会を安定的に運営するためには、単に多様性を尊重するだけでなく、市民統合政策を同時に推進したり、多文化主義の暴走を防いだりすることが重要である、合理的配慮は万能の手法ではないが、多様性を尊重するか、我々の価値観を保護するかとの二項対立的思考を避け、異文化コミュニケーションを促進する側面も併せ持つ、有益な手法である、というものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山本健人	4. 巻 24
2. 論文標題 カナダにおけるフットライトの信教の自由 宗教制度主義と法多元主義の観点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金城学院大学キリスト教文化研究所紀要	6. 最初と最後の頁 37-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山本健人	4. 巻 27
2. 論文標題 信教の自由の保護領域と制限の正当化 カナダ憲法判例からの示唆	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法理論叢書	6. 最初と最後の頁 155 168
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本健人	4. 巻 38
2. 論文標題 カナダにおける国家の宗教的中立性の義務 公的空間における宗教・序説	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 宗教法	6. 最初と最後の頁 35-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本健人	4. 巻 38
2. 論文標題 公的判断過程における宗教 カナダ最高裁モデルと道徳心理学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 133 154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本健人	4. 巻 なし
2. 論文標題 承認と対話の憲法理論 カナダにおける宗教的多様性の憲法による管理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 博士学位請求論文(慶應義塾大学)	6. 最初と最後の頁 1-253
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計5件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 山本健人
2. 発表標題 カナダにおける再洗礼派の信教の自由 宗教制度主義と法多元主義の観点から
3. 学会等名 シンポジウム「再洗礼派フットライトと後期近代」金城学院大学キリスト教文化研究所主催
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山本健人
2. 発表標題 多文化主義国家カナダにおける「信教の自由」
3. 学会等名 日本カナダ学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山本健人
2. 発表標題 公的判断過程における宗教 信教の自由・宗教的多様性・国家の宗教的中立性
3. 学会等名 日本法哲学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kento YAMAMOTO
2. 発表標題 Recent Religious Cult and The Constitution of Japan
3. 学会等名 Understanding the Constitution of Japan: comparison and analysis
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山本健人
2. 発表標題 宗教的中立性と公的空間における宗教：カナダ判例を中心に
3. 学会等名 東京法哲学研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 新井誠、友次晋介、横大道聡	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 250
3. 書名 分断 と憲法	

1. 著者名 山本健人	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 443
3. 書名 『憲法学の現在地：判例・学説から探究する現代的論点』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

researchmap
<https://researchmap.jp/kn-yamamoto>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------